

平成 23 年 5 月 25 日現在

機関番号：32663
 研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2008～2010
 課題番号：20530077
 研究課題名（和文） 台湾・韓国における会社法制とコーポレートガバナンスに関する研究
 研究課題名（英文） A study on Company Laws and Corporate Governance in Taiwan and Korea
 研究代表者
 井上 貴也（INOUE TAKAYA）
 東洋大学・法学部・教授
 研究者番号：20297724

研究成果の概要（和文）：

2001年および2005年台湾会社法改正における企業統治のあり方と取締役の責任について考察を行った。また、2006年に公表された韓国商法の改正試案およびその後の改正動向について考察した。また、アジアにおいては家族的な経営が行われており、上場会社においても会社法の規定により一族が会社経営の実質的支配権を有することが可能である。その法律的メカニズムと歴史的背景について考察を行った。グローバル化する企業統治と同族経営の交錯を考察した。

研究成果の概要（英文）：

This project researched Taiwanese corporate governance and director's responsibilities regarding the amendment of company law in 2001 and 2005. In addition, this project considered the draft of Korean company law published in 2006 and discussions of revisions from 2001 to 2010. Generally speaking, corporations are managed by families, although listed companies can be operated by them according to rules of company law in some Asian regions. In relation to the central theme, this project focused on historical backgrounds and legal mechanisms. This project revealed the interplay of corporate governance and family management within globalizing economic development.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
2010年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,500,000	750,000	3,250,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：グローバリズム、企業統治、会社法、改正、台湾、韓国、比較研究

1. 研究開始当初の背景

2001年、2005年台湾会社法の概観及び取締役制度論、2006年に公表された韓国会社法改正試案の検討を行った。台湾会社法については、改正後の運用上の問題点を事例に基づきながら分析した。また、韓国会社法については、商法改正の経緯、公開会社法制の研究、取締役責任の厳格化について考察を行なった。

日本においては2006年5月の会社法改正により、定款自治の拡大が図られ、それにより会社経営の自由度が増したところである。このような傾向はわが国に限ったことではなく、2006年に英国、中国で会社法が改正され、台湾では2001年、2005年に改正が行われ、韓国でも2006年当時、会社法改正試案が公表されました。いわゆるグローバル・スタンダードの波は各国・各地域の経済に影響を及ぼし、その中で会社法の改正が行われており、そのキーワードは定款自治とコーポレート・ガバナンスのあり方についてであると考えた。従来の会社法研究は法の継受という観点から、欧米の研究を中心にして行われてきた。しかし、最近の会社法の改正により会社の機関設計やコーポレート・ガバナンスの自由度が増したことにより、アジア諸地域で会社法がどのように運用されているのか、アジアにおける家族的経営とグローバル化した会社法制がどのように折り合いをつけているのか、さらには、外資からの敵対的企業買収にどのような備えをしているのか等について、検討を加えたところである。また、アジアに進出するわが国企業にとっても台湾及び韓国会社法に関する情報の提供を行うことができ、教育的観点からも世界の会社法の中におけるわが国会社法の特色について、またアジア地域の会社法の運用の特色、問題点について指摘することを研究の目的とした。

2. 研究の目的

(1) 台湾

2001年会社法の改正の概観を踏まえ、今回の研究では、証券取引法により設置が義務付けられる社外取締役制度について、台湾の研究者への聞き取り調査、文献調査により制度面の実態、運用及び問題点を明らかにした。2001年改正、2005年改正によって生じた問題点と、今後の改正点について考察を加えた。

(2) 韓国

2006年に公表された韓国会社法改正試案の概観を踏まえ、今回の研究では、会社法成立と実務の対応及び今後の問題点について解明することが目的であった。

3. 研究の方法

今回の研究目的は、台湾・韓国における会社法の改正の運用実態と問題点を明らかにすることであった。特に、台湾においては、2001年改正以降の問題点と証券取引法により導入される社外取締役制度、内部統制制度のあり方、今後の改正点について考察を試みた。

韓国については、会社法試案の改正状況について考察した。特に、取締役制度の厳格化（執行役員制度、利益相反取引規定の厳格化、二重代表訴訟の導入）、取締役責任の事例研究について考究した。

4. 研究成果

(1) 台湾

総説

台湾においては2001年から数次にわたり会社法の改正が行われている。2001年改正以降、台湾会社法は規制緩和やコーポレート・ガバナンス(Corporate Governance)の強化といった立法政策のもとで、英米法をモデルにして多くの制度を導入された。また、2006年に証券取引法の改正が行われ、上場企業においては社外監査役制度が導入された。

株式の多くが少数の大株主に握られている会社の場合には、大株主は企業の経営に強い影響力を持ち、経営陣に対して監督の役割を果たすことができるが、反面、大株主の会社に対する支配力が強すぎると、大株主自身が個人的利害を追求することとなり、少数株主の利益を損なわせる虞れが生ずる。この場合には、大株主・支配株主のコントロール、監督に重きを置くことが重要である。

台湾では創業者家族が企業グループで支配力を持っていると言われる。例として、企業的意思決定に対してもっとも強い影響力を持つ個人を「最終支配株主」(ultimate controlling shareholder)と分析される。最終支配株主には、企業の大株主、「董事長」(会長)、「総経理」(社長)もしくはその親族が就任することが多いとされている。この最終支配株主は直接的に自らが企業の株式を所有するだけでなく、ほかに間接的な所有形態によって企業に支配を及ぼす。

一般個人株主と最終支配株主である個人株主とを区別される。すなわち、一般個人株主は、少数株主であり、「もの言わぬ株主」と称される。会社の経営事項にほとんど関心を有しないし、影響力もない。一方で最終支配株主は、会社の経営の実権を握っている特定一族である。

台湾の上場企業では、最終支配株主一族が企業のトップ経営陣などの役職を担当することが一般的で、所有と経営が一致している

場合が多い。そのため、他に適切な監督体制が有効的に働いていなければ、最終支配株主の側で経営監視機能が有効に働かないケースも想定される。

監視義務

台湾においても取締役の注意義務は、「業務の決定をなす義務」と「会社の業務執行を監督する義務に」分けられる。台湾会社法 202 条では、「会社の業務執行は、本法または定款の規定により株主総会の決議事項であると定められている事項以外は、取締役会（董事会）でこれを決する。」と規定している。すなわち、会社法あるいは定款に定められた事項以外は、取締役会の決議で決定される。また、会社法 202 条は、会社の業務執行は取締役会の決議をもって行われると規定している。すなわち、台湾では取締役会は業務執行機関と位置づけられていることも特徴である。

2001 年会社法改正において、会社法 23 条が改正され「会社責任者は、善良なる管理者の注意を用いて、忠実に業務を遂行しなければならない、違反により会社が損害を被った場合には、損害賠償責任を負う」と規定された。当該条文の修正理由では、「会社の責任者が会社に対し忠実義務および注意義務を尽くすべきであることを明確に規定し、会社の責任者がこれに違反し会社に損害を被った場合には、損害賠償責任を負う」と説明されている。会社法 8 条 1 項では、有限会社および株式会社において取締役は会社責任者であると規定されており、ゆえに、取締役は、会社に対して忠実義務および善管注意義務を負うこととなった。

取締役の監視義務については、会社責任者の業務執行について、法令違反により他人が損害を被った場合、他人に対し会社と連帯して損害賠償の責任を負う（会社法 23 条 2 項）。また、取締役会の決議が法令・定款・総会決議に違反し、会社が損害を被ったときは、決議に参加した取締役は会社に対して責任を負う。ただし、異議を唱えた取締役については、議事録や書面で言明が確認できる場合、その責任を免れる（会社法 193 条）。取締役の免責という面から考察すれば、わが国同様、取締役会議事録の整備がなされなければならない（会社法 207 条 1 項）。

公開発行会社では、財務・業務に関する内部統制システムが構築されなくてはならない。（証券取引法（証券交易法）14 条の 1 第 1 項）。主務官庁は、会社あるいは事業に関する内部統制システムのルールを定めなければならない（同条 2 項）。公開会社の内部統制システムは、取締役会や支配人が設計する。その目的は、会社の健全経営の促進であり、経営の効率、財務報告の信頼性、関係

法令の遵守という目標達成のためである。また、証券取引法 16 条は内部の検査人員が、法令違反、粉飾決算や不実不正をしないようにするための規定である。

取締役会は会社の業務執行が法令に適合するように確保する義務を負うが、取締役会が内部統制システムを設置する義務を負うか否かについて台湾でも議論がなされてきた。すなわち、監査役（監察人）は、会社の業務執行を監督しなければならず、会社の業務および財務状況、会計帳簿を随時調査することができ、取締役会あるいは支配人に提出・報告を請求することができる（会社法 218 条）。会社法は業務の監査権限を監査役に与えている。しかし、監査役の人数は取締役よりも少なく、通常は取締役の人数の 3 分の 1 程度であり人員面で業務すべてをカバーできるわけではない。公開発行会社の場合には、会社の資本も大きく、従業員も多数であり、工場も世界各地に点在しており、業務執行も複雑で、少人数の監査役で会社の広大な管理部門の業務を監査することはできない。むしろ、監査役と比較して取締役会のほうが、業務執行の監督をすることに適しており、取締役会は普通決議で支配人を選解任できる権限を有するため（会社法 29 条 1 項 3 号）、取締役会が業務監督権限を果たすことができると指摘されている。

企業統治の問題点

台湾における取締役会と監査役会の問題点としては、法人株主の代表人による取締役・監査役の選任が指摘できる（会社法 27 条）。政府または法人が株主であるときは、取締役・監査役に選任されることができる。ただし、自然人を指定し、その職務行使を代表させなければならない。政府または法人が株主であるときもまたその代表者が取締役・監査役に選任されることができる。代表者が数人あるときは、各別に選任されることができる。前二項の代表者は、その職務関係に基づき当初の任期の範囲内で随時人員を交代させることができる。したがって、多くの株式公開企業の支配株主は、法人株主代表人制度を利用して間接的かつ実効的に、上場・店頭公開企業の取締役会をコントロールしている。その手法とは、同族で小規模な投資会社を設立し、この会社に公開企業の株式を保有させ、議決権を行使し、投資会社を取締役に選任したうえで、家族や友人らをその代表人として上場企業等の取締役会に送りこむ。代表者として派遣した者は、任期の途中で随時交代することができるため、法人取締役を実質的に支配する者が派遣先会社の取締役会に対する影響力を強く持つ。他方で、取締役が損害賠償等を問われたときには、責任負担の範囲を小規模な投資会社にとどめ

ることが可能となるため、支配株主に責任が波及することを食い止めることも可能である。同一の投資会社から取締役と監査役を派遣することも可能であるため取締役・監査役の監視が全く機能しないことが指摘されている。

(2) 韓国

総説

韓国会社法については、まず、2001年改正において、一人会社の設立を許容、株式の包括交換・移転制新設等が図られたこと、2009年改正で、会社の各種公告、通知、議決権等株主の権利行使に電子文書の使用を許容、最低資本制廃止、小規模会社の特例新設（取締役の定員緩和、株主総会手続き簡素化等）が図られたことについて理解を深めた。現在の改正議論として、2010年改正案である新株引受選択権の導入について理解した。わが国の新株予約権を模範にしたものである。韓国では、この法案の成案の段階では資本市場の活性化を妨げる恐れがあるとの理由で反対が強いとのこと。韓国においても敵対的企業買収からの防衛に関する法制度の整備が図られつつある。

会社機会の流用禁止規定の導入

取締役が現在または将来、会社にとって利益になりうる事業の機会を不当に横取りし、自己または第三者の利益として取得することはできないという規定を新設し、当該取締役に対する損害賠償の責任を問わせる。当該規定は、現行の取締役の忠実義務に含まれる内容を具体化したものであり、本規定の導入によって関連の違法行為に対する責任の根拠規定として活用できることが期待されている。

現行の商法は、取締役の忠実義務の一類型として職務上、知り得た会社の営業上の秘密を漏らしてはいけないという守秘義務を規定しているが、忠実義務の別の形である会社機会の流用の禁止を追加したものである。この会社機会の流用禁止は、アメリカの判例法上、形成された概念であり、英文は「Usurpation of Corporate Opportunity」だが、「Usurpation」とは横取りする、強奪などと訳され、「会社機会の不法使用」という用語として用いられる。定である。

(397条の2新設)

- 1) 取締役が職務上知ることとなった会社の情報を利用して個人的な利益を取得する行為を明確に規制する必要がある。
- 2) 理事が職務を遂行する過程で知ることとなった情報又は会社が遂行しており、若しくは遂行する事業と密接な関係がある会社機会を第三者に利用させる場合にも、理事会で

理事の3分の2以上の賛成によって承認を受けるとする。

3) 右の会社機会の流用禁止制度を導入することによって取締役の会社の会社機会流用に対する認識を改め、取締役の違法行為に対する責任の根拠として活用されるものと期待される。

取締役の自己取引承認範囲の拡大

取締役会の事前承認を得るべき会社・取締役間の取引の対象について、現行の「取締役」から取締役（執行委員を含める）の直系尊属・卑属並びに配偶者または取締役の個人会社などへと拡大した。取締役という形式的要件を拡大するものである。このように取引の要件が公正さを保てるよう法律に明記する。

取締役は会社の業務を委任され、処理する者であるが、会社と取引をする場合、本人の利益のため、会社の利益を犠牲にする可能性が多々あるので、取締役の親戚・姻戚や彼らが設立した個人会社などを利用した取引の際に適正な統制が必要であり、このような声に対応するために適用範囲が拡大された。

理事の自己取引の承認対象を拡大する

(第398条)

1) 取締役が本人の利益のために取締役の親戚又はそれらが設立した会社等を利用して会社と取引すると会社の利益を犠牲にする可能性が高いため、適切な統制が必要である。

2) 取締役と会社との間の自己取引の要件をより厳格に規定し、取締役のみならず取締役の配偶者、取締役の直系尊卑属、取締役の配偶者の直系損卑属とその個人会社が会社と取引する場合まで取締役で3分の2以上の賛成によって承認を受けると規定し、取引の内容が公正である旨の要件を追加する。

会社経営の透明性確保の観点からわが国よりも厳格な要件を課したことが特徴である。

取締役の責任軽減

(第400条第2項)

1) 有能な経営者が取締役として就任し、積極的な経営をすることができるようにするため、取締役の会社に対する責任を緩和する必要があるとの理由により改正される。「商法」は、総株主の同意によって免除されるもの以外には責任減免の規定がない。そのため、会社に対する理事の責任を、故意又は重大な過失によって会社に損害を発生させた場合を除いては、取締役の最近1年間の報酬額の6倍（社外理事は3倍）以内に制限し、これを超過する金額については免除することができるようにした。

上記規定もわが国では、実際に違法行為を行った取締役は6年分、それ以外の取締役は

4 年分と区分されているが、韓国実務でどのような運用を行うか注視したい。

韓国においては、取締役の責任については総じてわが国より厳格な立法が行われている。財閥・同族経営と会社法の交錯について検討を加えることが出来た。

5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 16 件)

井上貴也、東アジアにおける企業統治に関する一考察-台湾会社法を題材にして-、東洋法学、査読無、55 巻 1 号、2011、掲載予定

後藤武秀、台湾企業の源流としての合股-『台湾私法』の所説を中心として-、東洋大学アジア文化研究所研究年報 2010 年版、査読無、45 号、2011、221~224

後藤武秀、台湾・中国大陸兩岸交流の基本法制-基本法の紹介を中心として-、東洋大学アジア文化研究所研究年報 2010 年版、査読無、45 号、2011、151-156

井上貴也、手形小切手の法的視点、東洋通信、査読無、47 巻 3 号、2010、15-17

井上貴也、ネットワーク社会と法、東洋通信、査読無、47 巻 8 号、2010、30~40

井上貴也、アジア法研究の現状、Frontier ニュースレター 東洋大学アジア地域センター、査読無、No.18、2010、2-3

井上貴也、従業員の引抜きと取締役の注意義務、東洋法学、査読無、53 巻 3 号、2010、115-133

後藤武秀(訳)、台湾における司法改革の挑戦-裁判官の人事問題を中心として-、東洋法学、査読無、54 巻 1 号、2010、245-275

後藤武秀、台湾における商事慣習法としての合股、東洋通信、査読無、47 巻 12 号、2010、16-18

井上貴也、信託義務(Fiduciary Duty)に関する一考察、東洋通信、査読無、46 巻 3 号、2009、29-39

井上貴也、会社法と企業統治に関する一考察-日本・台湾・韓国の比較-、学術フロンティア報告書 2008 年度、査読無、2009、73-82

後藤武秀、日本統治下における司法権の独立、東洋通信、査読無、46 巻 2 号、2009、12-14

後藤武秀、東アジア会社法の共通性と地域的独自性、東洋通信、査読無、46 巻 6 号、2009、2-3

後藤武秀、東アジア諸国・諸地域における西洋近代法の受容、東洋通信、査読無、46 巻 8 号、2009、9-11

後藤武秀、台湾における日本統治時代の民事法、学術フロンティア報告書 2008 年度、査読無、2009、64-7

後藤武秀、国際課税におけるみなし外国税額控除-問題と対策-、東洋法学、査読無、52 巻 1 号、2008、205-232

[学会発表](計 3 件)

井上貴也、日本における取締役の責任に関する問題、深圳大学国際セミナー、日中会社法制の比較研究、2010 年 12 月 4 日、中国、深圳大学

後藤武秀、台湾同族企業の源流としての合股、深圳大学国際セミナー、日中会社法制の比較研究、2010 年 12 月 4 日、中国、深圳大学

後藤武秀、在台湾罪之觀念-『玉曆鈔伝』描繪之罪及其予防-、台湾法学会、台湾法律史学会、2008 年 11 月 8 日、国立台湾大学

[図書](計 1 件)

後藤武秀、法律文化社、台湾法の歴史と思想、2010、188

6 . 研究組織

(1) 研究代表者

井上 貴也(INOUE TAKAYA)
東洋大学・法学部・教授
研究者番号：20297724

(2) 研究分担者

後藤 武秀(GOTO TAKEHIDE)
東洋大学・法学部・教授
研究者番号：22530014

(3) 連携研究者(0)